

ボスニア・ヘルツェゴヴィナ併合問題の再検討

——共通財務相I・ブリアーンによる二つの『建白書』を中心に——

村 上 亮

【要約】 本稿は、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ併合（一九〇八年一〇月）を題材として、ハプスブルク独特の二重帝国体制に従来とは異なる角度から光をあてることを目的とする。とくに今回は、他の首脳に先がけて併合を上奏した共通財務相ブリアーンに着目する。具体的には彼による二つの『建白書』を中心に、併合に至るハプスブルク国内の動向の検討から、オーストリアとハンガリーの枠組みをこえた帝国全体に関わる案件（「共通案件」）の決定過程を浮き彫りにする。考察の結果、ブリアーンが占領状態に起因する民族運動をおさえるために併合を發意したこと、ブリアーンの計画が共通外務相エーレンタールらの影響を受けつつも、併合への道筋を整えたことが示される。ただし、ハプスブルク家の継承法（「国事詔書」）をめぐる折衝の不調は、ボスニアの「合法的」な併合を不可能とした。ここからは、帝国中枢における政策決定の多元性と機能不全がみてとれるのである。

史料 九九卷四号 二〇一六年七月

序 論

本稿は、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ併合（一九〇八年一〇月）を糸口として、ハプスブルク独特の二重帝国体制に新たな光をあてることを目的とする（以下、ボスニアと略記）。ボスニア併合は、ドイツの支持するハプスブルクとロシアの後援するセルビアとの対立という第一次世界大戦直前の外交危機（「七月危機」）と同じ構図を生みだしたため、主として国



併合期のボスニアとその周辺地域

際関係の文脈で注目されてきた。^① 通説的な説明では、併合の首謀者はハプスブルクの共通外務相 A・L・エーレンタール（在職一九〇六―一二）と目されている。彼が併合を断行した動機は、セルビアによる中世王国の再建を目指す「大セルビア主義」^②の打破とされ、その契機は青年トルコ革命（一九〇八年七月）とみなされている。^③

その反面、ハプスブルク国内からみた併合の意義は概して等閑に付されてきた。しかし併合が単純な領土拡大にとどまらなかったことは、同時代の官僚、著作家 F・クラインヴェヒターによる以下の一節からうかがえる。「〔ハプスブルク〕帝国の法的構造が、〔中略〕その分類化を試みる国家学者のひどい頭痛の種であるならば、その痛みは新たに獲得したボスニアの編入によってますます悪化するだろう」^④と。ここからは、ハプスブルクの首脳たちもボスニアの位置づけをめぐる「頭痛」に襲われたと類推できるのではないだろうか。そしてその場合には、何らかの対策が用意されたこととみるのが自然ではないだろうか。以上の仮説を念頭においたうえで、当該研究をいくつかの領域に分けて整理し、本稿の視点と目的を明確にしておきたい。

第一は、ハプスブルク外交の仕組みである。外交の骨格を規定した二重帝国（アウスグライヒ）体制の要諦は、オーストリアとハンガリーの「均衡」にあり、外交と軍事、それらに関わる財政は、両半部が共同で対処す

る「共通案件」であったことはすでに知られている。^⑤ J・ガラーンタイは、共通外務相がもつばら君主フランツ・ヨーゼフに責任を負っていた一方、外交政策が君主と共通外務相の専断事項ではなく、両半部首相の同意も得なければならなかったことを説明するが、併合の実態までは筆を進めていない。^⑥ E・シヨモジは、最高意思決定機関である共通閣議では共通外務相から外交政策の概要について報告されるにすぎなかったことを記している。また一九〇六年以降、共通閣議の機能が変化したことも示唆したが、子細に検討した訳ではない。^⑦

第二は、ボスニア獲得をめぐる問題である。ハプスブルクが、ボスニアの施政権、ならびに隣接するサンジャクにおける駐兵権を得たのはベルリン会議（一八七八年六月・七月）のことである（ベルリン条約第二五条）。本稿の前提として、ボスニアの占領にハプスブルクの膨張傾向が認められること、ボスニア支配の態様が、一般的な植民地統治と通底する性格を帯びていたことに留意したい。^⑧ しかしボスニアの地理的条件や占領という過渡期の背景は軽視されてきた。この点について筆者は、時の共通外務相J・アンドラーシがハプスブルクに深刻な影響を及ぼしかねない南スラヴの独立国家やボスニアの自治化を阻止するためにボスニアの確保を意図したこと、併合に賛成するフランツ・ヨーゼフや軍部と併合に反対する両半部議会、ならびに占領の「暫定性」に固執するオスマンの板挟みとなり、無期限の占領に落ち着かざるをえなかったことをすでに論じた。^⑨ ドイツの国法学者G・イエリネクが指摘したように、ボスニアは「国家」ではなかったにもかかわらず、一八七八年から三〇年にわたりハプスブルクにもオスマンにも正式に帰属していない、占領という不安定な法的基礎に拠っていたのである。^⑩

第三は、ハプスブルクによる占領地ボスニアを併合する試みである。この点について筆者は、ハプスブルクがロシアの同意（一八八二年）とオスマンの動揺（一八九六年）という対外情勢に乗じて併合を試みたこと、しかし主に本国政体への影響に対する危惧ゆえに実現には至らなかったことを明らかにした。^⑪ また筆者は別の機会に、前出のエーレンタールと彼の帝国改編構想に触れた。ここでは、併合が南スラヴ諸民族の不満を解消するためにオーストリアとハンガリーと対等な

——クロアチア、ダルマティア、ボスニアから構成される——南スラヴブロックを創出する、「三重制（Trialsm）」の起点と位置づけられたことを論じた。なお「三重制」とは、アウスグライヒ体制のもとでドイツ人とハンガリー人ならぶ地位を得ようとする改革案全般を指し、チェコ人やクロアチア人などでみられたものである。もちろん、優越的な立場を失うことになるハンガリーは、これに強く反対していた。^⑬

以上からは、ハプスブルク外交が多元的な構造をもっていたこと、国内的な影響への懸念から併合が決断されなかったことがわかるが、未解決の課題も浮かび上がる。一つ目は、併合におけるエーレンタール以外のハプスブルク首脳の動向が跡づけられていないことである。^⑭筆者はこの点を明らかにするため、政界の中核と深い関係にあったオーストリア下院議員J・レートリヒの証言に着目したい。すなわち彼は、エーレンタールと共通財務相I・ブリアーンBurian（在職：一九〇三—二二年）が、占領状態の破棄と併合の実施について一致した旨を記している。^⑮ボスニア行政を職掌していたものの、対外案件を管轄していないブリアーンは、どのような形で関与したのだろうか。それを知る手がかりとなりうるのは、ブリアーンがフランツ・ヨーゼフに併合を奏議した『ボスニア・ヘルツェゴヴィナに関する建白書』^⑯、『ボスニア・ヘルツェゴヴィナに関する建白書Ⅱ』^⑰である。もともと、これらの内容は従来の研究において詳らかにされていない。

二つ目は、併合後のボスニアの布置をめぐる角逐が考查されていないことである。後述するように、占領後のボスニアは、当座の措置としてオーストリアにもハンガリーにも属さない「共同統治地域」、換言すれば帝国内における第三の地域とされ、この体系の変更は両半部議会の承諾を要した。併合は、ボスニアの憲法上の立場の変化を通じて二重帝国体制を動揺させる可能性を含んでいたといえる。この点についてS・R・ウィリアムソンは、併合を進める国内の手續きにおいて「若干の混乱」^⑱が生じたことを記すものの、その真相は明らかにされていない。しかしこの検証は、君主と共通大臣、両半部政府、議会の意向が輻輳する政策のありようの解明に貢献するのではないだろうか。

そこで今回は、占領状態の孕む問題を念頭に置いてハプスブルク国内のボスニア併合への工程を描き出すことに努めた

い。本稿の構成について述べておくと、第一章では、ボスニア統治の概要とブリアーンの統治政策を整理したうえで、ブリアーン『建白書』を吟味する。第二章では、『建白書Ⅱ』とそれに対するエーレンタールの『所見』を手がかりに両者の思惑を浮き彫りにする。第三章では、併合直前の共通閣議の論議をたどり、併合直前のハプスブルク国内の対応を考察する。これらの作業を通じて、アウスグライヒ体制を従来とは異なる角度から捉え返してみたい。

- ① ドイツの圧力によって併合の甘諾を強いられた（一九〇九年三月）ロシアの屈辱が、第一次世界大戦の起原として無視しえないとのG・クルペイトの示唆は、傾聴に値する。Geird Krumeich, *Juli 1914. Eine Bilanz*, Paderborn, 2014, S. 27-28.
- ② この根底にあったのは、ボスニアをセルビア人固有の土地とみなし、中世セルビア王国の復活をうたった『ナチェルターニエ（寛書）』（一八四四年）であった。これを起草した内務大臣I・ガラシヤニンの反ハプスブルク的な信条が、セルビアの政治家に受け継がれたこと、この構想がとくにボスニアを重要視していたことは重要であろう。David Mackenzie, *Ilija Garašanin, Balkan Bismarck*, Boulder, 1985, pp. 42-61.
- ③ Winfried Baumgart, 'Les antécédents de la crise bosniaque de 1908', in Catherine Horel (dir.), 1908, *Tamexion de la Bosnie-Herzégovine, cent ans après*, Bruxelles, 2011, pp. 18-19; Margaret MacMillan, *The War That Ended Peace: The Road to 1914*, New York, 2013, p. 422. 青年トルコ革命は、アブデュルハミット二世治下の専制体制の変革を目指す蜂起を指す。新井政美『トルコ近現代史』みすず書房、二〇〇一年、一〇六―一二二頁。
- ④ Friedrich Kleinwachter, 'Die Annexion Bosniens und der Herzegowina', *Zeitschrift für Politik*, Bd. 3-1, 1909, S. 140. 以下、引用における「」は、筆者による補足。
- ⑤ 大津留厚『ハプスブルク帝国―アウスグライヒ体制の論理・構造・展開』『岩波講座世界歴史五帝国と支配 古代の遺産』岩波書店、一九九八年、二九七―三三〇頁。本稿では、この国制のなかで正式名称を持たなかった西半部を「オーストリア」と表記する。
- ⑥ József Galantai, *Der österreichisch-ungarische Dualismus 1867-1918*, Wien, 1990, S. 42-45. 以下も合わせて参照。馬場優『オーストリア―ハンガリーとバルカン戦争―第一次世界大戦への道』法政大学出版局、二〇〇六年、二〇―二四頁。本稿では、ハンガリー人の名前も名、姓の順に記す。
- ⑦ Éva Somogyi, *Der gemeinsame Ministerrat der österreichisch-ungarischen Monarchie 1867-1906*, Wien, 1996, S. 149-168.
- ⑧ 「例として」以下を参照。南塚信吾『ハプスブルク帝国と帝国主義―「二州併合」から考える』『帝国と帝国主義（二世紀歴史学の創造 四）』有志舎、二〇二二年、五五―一六一頁。
- ⑨ 村上亮『東方危機（一八七五―七八年）とハプスブルク帝国―ボスニア・ヘルツェゴヴィナ占領問題を中心に』『論叢』（関西学院高等部）第五九号、二〇一四年、一―三三頁。
- ⑩ G・イエリネク（青部信喜他共訳）『一般国家学』学陽書房、一九七四年、五二三頁。

- ⑪ 村上亮「ハプスブルク帝国におけるボスニア・ヘルツェゴヴィナ統合の試み（一八七八―一九〇八）―国際法上の立場と物上連合体制（二重帝国体制）の交錯―」『関学西洋史論集』第三四号、二〇一一年、一五―二二頁。
- ⑫ 村上亮「皇位継承者フランツ・フェルディナント再考―政治権力と「三重制」を手がかりに―」『関西大学西洋史論議』第一八号、二〇一五年、六―七頁。
- ⑬ エーレンタールに着目したA・スバンの論稿も、部分的な論証にすぎず、Arnold Suppan, "Baron Aehrenthal, Pan-Serbian Propaganda and the Annexation of Bosnia-Herzegovina", in Horel (dir.), 1908, *Tamexion*, pp. 37-50.
- ⑭ Joseph Redlich, *Kaiser Franz Joseph von Österreich*, Berlin, 1928, S. 432-433.
- ⑮ Haus-Hof und Staatsarchiv Wien (以下、HHSStA) Kabinettarchiv (Geheimakten), Karton. 25, *Denkschrift über Bosnien und die Herzegovina* 以下、本文中では「建白書」、脚注では *Denkschrift* と記す。なお原文には頁数の記載はない。
- ⑯ HHSStA, Kabinett Kanzlei, Korrespondenzakten, 714 / 1908, *Denkschrift über Bosnien und die Herzegovina II*. 以下、本文中では「建白書Ⅱ」、脚注では *Denkschrift II* と記す。
- ⑰ 下記の研究は、「建白書」「建白書Ⅱ」の一部に触れている。István Diószegi, "Außenminister Stephan Graf Burian, Biographie und Tagebuchstelle", *Annales Universitatis Scientiarum Budapestinensis de Rolando Eötvös nominatae. Sectio historica*, Tomus. 8, 1966, S. 161-208, esp. 165-167; József Galantai (übersetzt, Géza Engl. / Henriette Engl.), *Die Österreichisch-Ungarische Monarchie und der Weltkrieg*, Budapest, 1979, S. 67-70; John Leslie, "The Antecedents of Austria-Hungary's War Aims: Policies and Policy-Makers in Vienna and Budapest before and during 1914", in Elisabeth Springer / Leopold Kammerhofer (Hg.), *Archiv und Forschung: das Haus-Hof und Staatsarchiv in seiner Bedeutung für die Geschichte Österreichs und Europas*, Wien, 1993, pp. 326-329.
- ⑱ Samuel Ruthven Jr. Williams, *Austria-Hungary and the origins of the First World War*, Basingstoke, 1991, p. 69.

第一章 ブリアーン『建白書』（一九〇七年五月）

第一節 共通財務相ブリアーンの施政

まず、本稿の前提となるボスニアの宗派＝民族状況について述べておく。ボスニアでは、イスラム教徒、セルビア正教徒、カトリック教徒が過半数を占めない割合で混住しており、ハプスブルク期に「宗派」から「民族」への帰属意識の變化がみられた。セルビア正教徒がセルビア人、カトリック教徒がクロアチア人として、さらにイスラム教徒も独自の意

識を育みつつあったのである^①。ここでは、先述したようにセルビア王国がボスニアの獲得を希望していた一方、もっぱらハプスブルク国内に居住していたクロアチア人も中世王国（三位一体王国^②）の再建を目指し、ボスニアの編入を望んでいたことを補っておきたい。以上に加えて、クロアチアとボスニアの結合問題が、三重制をめぐる議論と不可分であったこと、ボスニアがセルビア人とクロアチア人の「不和の種」であったことに留意しておこう^③。

次に、ボスニア統治のあらましを一瞥しておく。ボスニアは、外交、国防、財務からなる共通省庁を代表する形で共通財務省の管轄下におかれ、施政全般は共通財務相がおこなった。ボスニア統治は「ボスニア行政法」（一八八〇年二月）によって「共通案件」と位置づけられ、オーストリアとハンガリーの「均衡」の原則はこの地にも敷衍された。その一方でボスニアの自治は厳しく制限され、議会は当初設置されなかった^④。とくに共通財務相B・カーライツ（在職一八八一—一九〇三年）期の自治は、一八五〇年代オーストリアの「新絶対主義」期になぞらえられるほど限局されたのである^⑤。このなかで、行政府に強い不満を抱いていたセルビア人においては民族主義的な統一運動がみられ、その原因としてセルビアやモンテネグロとの密接な接触、農地所有や教育をめぐる行政府への不満があげられる^⑥。セルビア人は一八九六年以後、教育や教会の自治運動を展開したが、カーライによって封殺された。T・クリヤリヤチチは、セルビア人がこの闘争のなかで、行政府への反抗精神と集团的抵抗を強めたことを書き記している^⑦。

ここでカーライの後任となったブリアーンの略歴を記しておこう。彼は、一八五一年にハンガリー貴族の家系に生まれ、領事学校を卒業後、各国の領事を務めた。その後フランツ・ヨーゼフの信任の厚いG・フェイエールヴァーリ將軍の娘と結婚した後に男爵に昇格、将来の大臣候補となった。彼に関しては、ハンガリーへの愛国心を持ちつつも、王朝への忠誠心が比較的強い外交畑の出身であったこと、マジヤール民族主義を鼓吹する独立党をはじめとする野党連合とは一定の距離を有していたこと、ソフィア、シュトゥットガルト、アテネなどにおける駐在経験と博識を通じて大國政治と民族問題の連関を理解したこと、共通財務相以外に駐ウィーンハンガリー担当大臣、共通外務相などの要職を歴任したように、フ

ランツ・ヨーゼフの信頼が厚かったことを付言しておく。^⑧

ブリアーンのボスニア統治についていえば、カーライに比べて自由主義的であり、彼の相対的に柔軟な路線によって、ボスニアにおける社会・文化、原初的な政治活動は活況を呈した。^⑨ 政策の眼目としては、自治体制度の改革、諜報活動の縮小、民族団体の承認、行政報告の刊行などがあげられる。ブリアーンはまた、カーライの「ボスニア主義」^⑩ 政策を放棄するとともに、「セルボ・クロアチア語」の名称を初めて公式に使用した（一九〇七年）。各宗派に対する見方もイスラム教徒に配慮した前任者と異なり、ブリアーンはセルビア正教徒を重視したのである。これは、彼が他の宗派に先駆けてセルビア正教徒に教会と学校に関する大幅な自治を承認（一九〇六年）したことに看取できる。

しかしブリアーンの政策は、年長の保守的なセルビア人指導者は満足させたものの、若年知識人層に不満を残し、より広汎な自治を求める運動へとつながった。^⑪ さらに予防検閲の廃止は、大セルビア主義を煽る出版物の流通を容易にし、ハプスブルク政権への批判を強めたのである。^⑫ ボスニア地方行政政府の初代統計部長を務めたF・シュミットは、当時の情勢について「『ブリアーンは』あまりに強く張りつめた手綱を直ちに緩めねばならないと悟った。しかし車輪はすでに回り始めており、それを止めることはできなかった」と書きつけている。^⑬

第二節 『建白書』の奉呈

かかる状況の下、ブリアーンは一九〇七年五月、三三頁にわたる『建白書』を草した。この内容についてまず指摘されるべきは、ボスニア支配をめぐる二つの難題である。^⑭ 第一の問題は、ハプスブルク国内、すなわちクロアチアやダルマティアにおけるボスニア編入の動きである。ブリアーンによれば、これらの地域の広汎な階層が「ボスニア・ヘルツェゴヴィナにおける三位一体王国の継承権」を検討するとともに、クロアチアとボスニア、とりわけこの地のクロアチア人との「古い紐帯」を作りあげているという。

しかしブリアーンが重視したのは第二の問題、セルビア国家によるボスニア獲得を目指す運動である。これに関して彼は、「国際関係において許される限界の手段を用いて〔中略〕我が政権への非難と侮辱がなされております」と記し、列強諸国に占領委任の取り消しを求める活動やボスニアにおいて現金、密偵、パンフレットなどを用いて「余所者支配」への反発を惹起する転覆工作に警鐘を鳴らした。またブリアーンは、大セルビアに関する煽動がボスニアの自治を強く要求する背後に、東ルメリアの例にならない、セルビアとボスニアを統合するための過渡的段階を創出しようとする、セルビア側の希望を見いだす^⑩。さらに彼は、占領という法的立場がセルビアによる攪乱行為に対する「国事犯」「容疑の適用を困難にすることも指摘した。なぜならボスニアは、憲法上ではハプスブルクの正式な領土ではなく、「無主財産」にすぎなかったからである^⑪。これら二つの問題は、ハプスブルク支配に対するセルビア人、クロアチア人、スロヴェニア人などの南スラヴ民族の抵抗から生じた「南スラヴ問題」に含められる^⑫。

彼は、セルビアの活動を阻止し、住民の政権への支持を調達するとともに、ハプスブルクへの帰属意識を涵養する目的から自治の重要性を説く。「ボスニア・ヘルツェゴヴィナ住民の大半は、この地が帝国に併合されることに好感を抱いてはおりません。〔中略〕我々にとつては将来、同地住民において、自発的な支持者を得ることが肝要であります。そのためには、ボスニア・ヘルツェゴヴィナが帝国との結合によって、自由、福祉、民族的発展、さらに公共の利益を害することなく、自らにかかわる案件の決定権を獲得できる状況を、一般にも分かるような形で作り出さねばなりません。この目的をはたすための唯一かつ不可欠な方法は、段階的な自治拡大であります。たとえ明確な形で帝国への編入に成功していない時点であっても、占領地域は、自治の発展を通して住民に自らの将来に関する保証を与える、いわばわれわれの政体の玄関口に達することができましょう。」^⑬そのうえでブリアーンは、段階的な自治の深化が不可避であるならば、それは「併合問題」を顧慮して着手されるべきとの道筋を示したのである。

ブリアーンは、併合後のボスニアの法的地位については現行の「帝国直轄領 Reichsland」^⑭を否定的に捉え、併合と同

時にボスニアとクロアチア、ダルマチアを合併し、それをハンガリーの支配下におくことを提案した。これを言い換えれば、聖シテファン王冠の従属地域としての「三位一体王国」の再建であった。彼は、以下の理由から自身の改造構想を最良の選択と判断した。①帝国両半部の人口数と共通案件の費用分担を均衡に近づけること、②この枠組みは、中世クロアチア王国という歴史的な前提をもつため、南スラヴの統一的発展と充足感に資すること、③ボスニアが、クロアチア、ダルマチアとの連結環となること、④南部国境の安定化とハプスブルクのバルカン利害に関する強力な支柱として役立つことである。

この文脈で着眼すべきは、前に触れた三重制に関する記述である。ブリアーンは、南スラヴ民族の統一運動のなかに三重制構想の存在を認めていたが、それを「根本的な誤り」と批判した。なぜなら彼の目には、三重制が「現行の国制を侮辱し、弱体化させる」ものであり、「均衡状態からあらゆる点で対等ではない新たな構成要素を生み出す」ものと映じたからである。占領という過渡的状况は、「三重制」への改編の可能性を残すものであったため、ハンガリーの従属下におかれる「三位一体王国」の再建は、ハンガリーの特権的地位を崩す三重制の阻止にうってつけだった^②。

ブリアーンは、自身の構想がボスニアとダルマチアをハンガリーに移管するという現体制の領域的枠組みを書き換える抜本的なものであるため、さまざまな障害を自覚していた。これについてブリアーンは、併合が帝国首脳において検討の初期段階にも至っていないこと、オスマンの現状維持という従来の外交政策から逸脱することを列記する。それにも関わらず「（ボスニアに関する）所有権原を外部からの激しい異議申し立てから守ることが難しい」と語っていることは、彼がセルビアの干渉を招く占領体制の撤廃に比重をおいたことを傍証するのではないだろうか。

以上からは、ブリアーンが中間的な占領状態にボスニアとセルビア王国のセルビア人を結託させる危険を察知し、その状況の積極的な打開を促したことが読みとれる。さらに彼は、現地社会の不満を和らげるための方策を自治に求め、その拡充と「最終的な解決^③」としての併合を結びつけた。そのうえで彼は、併合の基軸をクロアチア（ザグレブ）を中心と

する「三位一体王国」の復興におくことにより、セルビアの働きかけを遮断すると同時に、クロアチア人の懐柔を図ったといえるのではないだろうか。他方、ブリアーンは自らの政策と反政府的な活動の関連、「三位一体王国」の再建と深く関わるはずのクロアチアとハンガリーの関係については詳論していない。

ブリアーンの再編構想については、前出のエーレンタールの「三重制」との相似性にも考えを巡らせるべきだろう。彼は、『建白書』直前に記したエーレンタール宛の覚書（一九〇七年四月）のなかで、ハンガリーの野党連合政府とセルビア人、クロアチア人の良好な関係に論及した。^{②①} そのうえで、冒頭にあげたエーレンタールと同様に「われわれの南スラヴ問題に関する利害にとって望ましい」ものとして「三位一体王国」とボスニアの合体案を示した。^{②②} 両者の違いについていえば、エーレンタールはこの連合体の「第三の単位」への格上げを展望したのに対し、ブリアーンはあくまでハンガリーへの従属を模索した点に存したといえる。なお筆者は、ブリアーンが提起したハンガリーによるボスニア領有案の起源を断定できる材料を持ち合わせていない。ここでは想定しうる要素として、エーレンタールの「三重制」構想への反発に加え、ボスニア統治に取り組んだ共通財務省の官僚であり、バルカン史の専門家L・タローシの影響をあげておきたい。これについてJ・レスリーは、ブリアーンが自らの腹案をタローシと共有していたこと、彼の計画に「未熟なバルカン諸民族への家父長的自由主義」が見てとれることを論じたうえで、中世ハンガリー王国とボスニアの関係を取り上げたタローシの研究がブリアーンに影響したことに触れている。^{②③} さらにハンガリーがボスニア統治を職掌していた共通財務相を三〇年近くにわたって独占していたこと、ブリアーンの構想は帝国内におけるハンガリーの影響力拡大を図る野党連合政府の企図と一致するものであったことにも注意したい。^{②④}

また『建白書』には、セルビアに対する強い警戒感がにじみ出ている点にも気づく。これに関しては、ウィーンとベオグラードとの関係が、アレクサンドル・オブレノヴィチ国王夫妻の暗殺（一九〇三年）以後、急速に悪化していたことを補足しておきたい。とくに両国間の関税戦争（豚戦争）を画期として、セルビアはハプスブルクへの敵対的姿勢を強め

た。またこれに勝利したセルビアは、経済的な自立度を高めるとともに、議会制の発展、大学や国立図書館などにみられる教育・文化施設の充実、自由な出版活動の促進によって、ハプスブルク内の南スラヴ諸民族における名声を高めた。^②ブリアーンは以上の理由に鑑み、ハプスブルクの外側に独立国家をもつセルビア人よりも、もっぱらハプスブルク国内に居住するクロアチア人の方が、危険が少ないと考えたのではないだろうか。^③

- ① Srecko-Mato Džaja, *Bosnen-Herzegowina in der österreichisch-ungarischen Epoche 1878-1918*, München 1994, S. 216.
- ② 中世クロアチア王国の別称。クロアチア・スラヴォニア、タルマチアを中心にした構成された。
- ③ Štepan Matković, "Croatian Views on the Annexation Crisis", in Horel (dir.), 1908, *Annexion*, p. 202.
- ④ 村上亮「ボスニア・ヘルツェゴヴィナ特権農業・商業銀行の設立問題（一九〇九年）——重帝制体制における「共通案件」のあり方——」『ゲシヒテ』第六号、二〇一三年、五一—六頁。
- ⑤ Robert J. Donia, *Sarajevo: A Biography*, London, 2009, p. 82.
- ⑥ Dimitrije Djordjević, "Die Serben", in Adam Wandruszka (Hg.), *Die Habsburgermonarchie 1848-1918*, Bd. 3-1, Wien, 1980, S. 769-770. (以下「国論集」『Habsburgermonarchie』巻数・年号・頁数に記す); Wayne S. Vucich, "The Serbs in Austria-Hungary", *Austrian History Yearbook*, vol. 3, 1967, pp. 27-34.
- ⑦ Tomislav Krajačić, *Kadavet Režim u Bosni i Hercegovini (1882-1903)*, Sarajevo, 1987, str. 400.
- ⑧ Robin Okey, "A Trio of Hungarian Balkanists: Beni Kalay, Isrvan Burian and Lajos Thallóczy in the Age of High Nationalism", *The Slavonic and East European Review*, vol. 80-2, 2002, pp. 250-253; Imre Röss, "Ungarn im gemeinsamen Finanzministerium", in Isrvan
- Fazekas (red), *Kaiser und König*, Wien, 2001, S. 93. Tamás Górcsoly, "Stefan Burian, ein ungarischer gemeinsamer Minister der Habsburgermonarchie im Spiegel der österreichischen Memoirenliteratur", *Ör Köntiens*, Jg. 2009, 2009, S. 189.
- ⑨ Robin Okey, *Taming Balkan Nationalism: The Habsburg 'Civilizing Mission' in Bosnia 1878-1914*, Oxford, 2007, p. 144.
- ⑩ セルビア人・イスラム教徒「クロアチア人という枠組みを超えたボスニアへの愛国的な感情を醸成するために試みられたもので、セルビア人やクロアチア人による民族主義の抑止を図った。J・ドニャ／V・A・E・フライン（佐原徹哉他訳）『ボスニア・ヘルツェゴヴィナ史：多民族国家の試練』恒文社、一九九五年、一〇四頁。
- ⑪ Petar Vrankić, *Religion und Politik in Bosnien und der Herzegowina 1878-1918*, Paderborn, 1998, S. 298-302.
- ⑫ Heinz Alfred Gemeinhardt, *Deutsche und österreichische Presspolitik während der bosnischen Krise 1908/09*, Husum, 1980, S. 89. ハリト「ボスニアの出版法（一九〇七年一月）が當時のオーストリアにおける当該法の規定を援用していた点に加え、編集者をボスニア住民、オーストリアあるいはハンガリーの国籍所有者とする」外、外国の定期刊行物については禁止を継続した点をあげておく。Thomas Olechowski, "Das Pressrecht der Habsburgermonarchie, in *Habsburgermonarchie*, Bd. 8, 2006, S. 1531-32.

¹³⁾ Ferdinand Schmid, *Bosnien und die Herzegovina unter der Verwaltung Österreich-Ungarns*, Leipzig, 1914, S. 54.

¹⁴⁾ *Denkschrift*.

¹⁵⁾ セルビア政府は、一九〇七年一月二日、パリとヴェネチア駐在公使にボスニア問題に関する国際会議の開催を要請する書簡を送ったと云ふ。¹⁶⁾ Milorad Ekmečić, "Mesto Aneksijske Bosne i Hercegovine. U Savremenoj Istoriji", Rajko Kuzmanović (red.), *Stogodišnjica aneksijske Bosne i Hercegovine: zbornik radova*, Banja Luka, 2009, str. 30-31.

¹⁶⁾ 東ルメリアは、前出のベルリン条約第二三条において、オスマンの政治、軍事的支配下におかれたものの、キリスト教徒総督による行政的な自治が認められた地域である。しかしかねてより同地を狙っていたブルガリア公國のアレクサンダル公が、一方的に統一を宣言した(一八八五年九月)。今井淳子「一八八五年ブルガリア公國と東ルメリアの統一」『東欧史研究』第一七号、一九九四年、五—三四頁。

¹⁷⁾ *Denkschrift*.

¹⁸⁾ Alojz Ivanšević, "Sudslavische Frage", Edgar Hösch (Hg.), *Lexikon zur Geschichte Südosteuropas*, Wien, 2004, S. 667-669.

¹⁹⁾ *Denkschrift*.

²⁰⁾ この表現は、同時代から今日にいたるまで当時のボスニアを指す用語として使われている。一般的な定義を持つものではないが、当時のドイツ治下エルザス・ローターリングエンとの類似性を意識したものと考えられる。

²¹⁾ *Denkschrift*, 拙稿「フランツ・フェルディナント」も参照。

²²⁾ *Denkschrift*.

²³⁾ *Denkschrift*.

²⁴⁾ 野党連合政府とクロアチア人・セルビア人連合との協力は、前者がフランツ・ヨーゼフとの妥協に至ったこと(一九〇六年四月)によ

り大きく転換した。野党連合が、当初帝国内の少数民族やバルカン諸国に対して融和的であったものの、間もなく膨張的な性格へと転化したことにも注意すべきであろう。月村太郎「オーストリア・ハンガリーと少数民族問題…クロアチア人・セルビア人連合成立史」東京大学出版会、一九九四年、一三七—一七六頁；István Döszegi, *The Independence Opposition and the Monarchy's Foreign Policy 1900-1914*, Budapest, 1975, pp. 19-20.

²⁵⁾ フリアーメンが、自身の構想ではカルロヴィッツが正教徒をひきつける中核となると展望していたこと、ハプスブルクによる南スラヴ地域の改編は、ベオグラードによって行われるよりもボスニアにおける影響が少なくないとしたことにも触れておきたい。一九〇七年四月の覚書は下記を参照。HHSStA, P. A. I, Karton. 75.

²⁶⁾ Leslie, "Antecedents", pp. 325-328; Dubravko Lovrenović, "Ungarisch-bosnische Beziehungen und die Religionsgeschichte des mittelalterlichen Bosnien im Werk Lajos Thallóczy", in Dževad Jurbabić / Imre Röss (Hg.), *Lajos Thallóczy, der Historiker und Politiker*, Sarajevo, 2010, S. 31-43.

²⁷⁾ 共通三大臣の内、国防はオーストリア側によって独占された一方、外務と財務はオーストリアとハンガリーに一つずつ割り当てられている。

²⁸⁾ Döszegi, *The Independence Opposition*, p. 17. 藤由順子は、併合をめぐるハンガリーとボスニアの関係を取り上げているが、オスマン側に力点を置いているため、ハプスブルク側の分析は不十分である。藤由順子「ハプスブルク・オスマン両帝国の外交交渉」南窓社、二〇〇三年、第三章。

²⁹⁾ Branislav Vranješević, "Die Aussenpolitischen Beziehungen zwischen Serbien und der Habsburgermonarchie", in

Habsburgermonarchie, Bd. 6-2, 1993, S. 363-369.

⑭ ボスニアに隣接し、ハプスブルク軍の駐屯するサンジャクでもセルビアによる攪乱工作が行われていたとされる。Tamara Scher.

"Minimale Kosten, absolut kein Blut": Österreich-Ungarns Präsenz im Sandžak von Novi-pazar (1879-1908), Frankfurt am Main, 2013, S. 68-75.

第二章 ブリアーンとエーレンタールの角逐

第一節 「大臣連絡会議」における併合問題

それではブリアーンの建議は、どのように受け止められたのであろうか。ブリアーンの日記をひもとくと、フランツ・ヨーゼフは『建白書』の主旨には賛成したものの、実施の難しさに言及したとされる(五月一七日)。エーレンタールは、併合自体には賛成したと伝えられる(七月四日)が、詳細については明らかではない。①ここではおよそ一〇年ぶりに帝国中枢において併合が討議されたという意味で画期といえる、ボスニアの現状を取り上げた大臣連絡会議(一九〇七年二月一日)を取りあげてみたい。

会議の冒頭に発言したのは、ブリアーンであった。彼は、ボスニアにおける不穩定の原因を、前任者カーライの施策に求めたうえで、「発展能力のない」イスラム教徒、相対的に数の少ないカトリックではなく、「長きにわたりなおざりにされ、政府より不信の目を向けられてきた〔中略〕政治的にもっとも活発な」セルビア正教徒を政権の支持勢力に取り込むべきと強調した。②また、同年一月のボスニアで設立された「セルビア人民族団体」③については、「あくまで占領状態における自治」を求めているにすぎないため、「革命運動の危険はない」と判断した。ブリアーンは、セルビア正教徒への妥協を、新たな政治方針にそくした範囲にとどめるが、現時点ではイスラム教徒、カトリックへの妥協よりも大きくするとの目途をつけた。④ブリアーンが、親セルビア的な針路を堅持していたことを読みとれる。

併合後の政治体制については、『建白書』よりも踏み込んだ内容がみられる。ブリアーンは、ゲマインデ単位の自治を

第一段階と位置づけ、それに続いて郡、県、そしてボスニア全域を代表する地方議会への段階的拡大を目指したのである。ここで併合への直接的な言及はみられないが、自治を拡充する必要を強調した。もともと彼が、自治機関の管轄から帝国両半部の内政や帝国の外交政策を排除したことは、ボスニア編入の影響を最小限にとどめようとする意向をうかがわせる。ブリアーンのセルビア人政策や自治の拡大は、諸大臣の同意を得ることに成功した。^⑥

次にエーレンタールの発言に着目してみよう。彼はまず自治について、ボスニア議会の招集と併合の「もつとも密接な関係」を説いたうえで、ボスニア議会が併合問題を協議することは是が非でも回避し、併合を「いわば儀式的な採決により」事後承認すべきと語った。エーレンタールがブリアーンと同じく自治と併合を結びつけたこと、併合に際して現地之意を軽視したことに注意したい。^⑦

とくにエーレンタールの発言については、以下の二つを特記しておきたい。一つ目は、エーレンタールが占領の「暫定的性格」を定めたオスマンとの取り決めに閉却していたことである。彼は、すでにボスニアを完全にハプスブルク領とみなしており、併合に対するオスマンによる異議申し立てに対しては「占領地域の併合により、秘密協定に関係しない新たな法的状況が生み出された」と反論すべきとした。^⑧しかしながら、併合を第二五条以外のベルリン条約の改訂時に実行するとの発言は、併合への消極性も教えてくれる。二つ目は、両半部の首相が併合後も現行の国制の維持を求めたことである。とくにハンガリー首相ヴェケレ Wékerle は、クロアチア人・セルビア人連合への危惧と南スラヴブロックの創出への懸念を示した。これに対しエーレンタールは、一八九六年八月三〇日の共通閣議で取り決められた原則、具体的に言えば併合後もボスニアを「共同統治地域」とすることを言明したのである。^⑨

この会議において帝国首脳が併合にまつわる対応を討議した点、併合が帝国の統治機構に与える影響に言及された点からは、青年トルコ革命の前から併合への流れが着実に醸成されていたことを見て取れる。一方で、この場でも明言を避けたように、エーレンタールが即座の併合に慎重であったことは明らかだろう。ブリアーンは併合に向けて新たな手立てを

講じる必要に迫られたのである。

第二節 ブリアーン『建白書Ⅱ』（一九〇八年四月）

そこで翌春、ブリアーンは再度の『建白書Ⅱ』の奉呈に踏みきった。最初に、占領状態がセルビアの策動の付け入る余地を与えていること、住民をハプスブルクに取り込むために「完全なる公民権^⑩」を与えるとともに、ボスニアを国家機構のなかでしかるべき地位におくこと、別言すればボスニアの政治的権利を行使するための議会を開設すべきと求めていることについては、『建白書』とほぼ同様であることを確認しておきたい。

そのうえで、『建白書』との相違点を整理しておく。第一は、併合をより強い調子で勧説していることである。つまり彼は現地における抵抗を予見しつつ、「われわれの決然たる態度は、住民の世論に齒止めをかける^⑪」と併合を求めている。またマケドニア情勢^⑫が一層悪化する前に併合を行うべきとの具申も、具体的な事象に触れることで、説得力を高めようとする意図を付度できる。第二は、併合後の法的地位を、現行の「共同統治地域」としたことである。この点についてブリアーンは、現状の領域配分を変化させない場合に併合への賛同を取りつけられること、ハンガリーでは新たな「共通案件」創出への拒否反応が強いことを根拠としてあげている^⑬。もちろん両半部首相が、前節の大臣連絡会議において現状維持を求めたことも重要と思われる。ブリアーンの変節からは、彼をとりまく制約を垣間見ることができる。

第三は、併合後のボスニアの政治的立場をより明瞭に描いたことである。ブリアーンは、併合にあたっては外交交渉に先立ち、以下の懸案について両半部政府が同意する必要を認めた。①帝国全体に関わる案件（共通案件）へのボスニアの関与、②共通案件に関わるボスニアの費用負担、③ボスニア住民の国籍問題である^⑭。とくに①についていえば、ブリアーンは自治の範囲を、財政、鉄道、鉱業、国有林、ならびにボスニア行政の最高機関を除く、いわば帝国の全般的利害に関わらない案件にとどめようとした。その一方で、併合後に宗派別人口に応じて主要三宗派の代表を招集し、併合に関する

表明を行う可能性は排除していない^⑮。またブリアーンは、占領状態を改めるにあたり「新たな法的枠組み」が必須となると述べ、参照できる例をハプスブルク国内のみならず、エルザス・ロートリンゲン、フィンランドに求めたのである^⑯。ブリアーンは、併合のオーストリアヒ体制への波及を最小限に食い止めようとした反面、そのなかでボスニアに一定の権利を与えようとしたといえるのではないか。

つまり『建白書Ⅱ』は、併合による帝国とボスニアの関係の強化とともに、併合後の構想をも提起したといえる。併合を求める論理、動機の基調は『建白書』と概ね同じであるが、セルビアに対する焦点が強まったこと、ボスニアの政治的立場をより詳細に叙述していること、ハプスブルク本国の「アキレス腱^⑰」となりかねない、併合に対する現地のセルビア人やイスラム教徒による反発への対処としての「ボスニア王国」の称号の復活を記していることには注意すべきであろう^⑱。最後に「将来的にみても、われわれに併合を与える者は誰もいないでしょう」との一節に看取できる、併合の必要性の訴えを意に留めておきたい。

第三節 エーレンタールの『所見』

それでは、『建白書Ⅱ』にはどのような反応がみられたのだろうか。ブリアーンによれば、フランツ・ヨーゼフは賛意を示したものの、エーレンタールがこれに反対したという。その際にエーレンタールが作成を約束した覚書は、手渡されなかったとブリアーンは伝えている^⑲。

もともと、『建白書Ⅱ』に関するエーレンタールの『所見』は残されているため、ここでその内容を追ってみよう^⑳。このなかでエーレンタールは、併合の動機や併合後の法的地位については賛同し、ボスニアに関する将来の禍根を取り除くことは望ましいとした。それにも関わらず、彼は外交政策と国際情勢に鑑み、即時の併合を拒絶する。エーレンタールはこの理由として、①列強諸国の反対、②ベルリン条約の一方的破棄がもたらす事態への懸念、③軍事的な準備の欠如をあ

げている。とくに彼は、ベルリン条約の調印国であるハプスブルクが併合を強行した場合、ロシアがバルカンにおける現状維持を取り決めた埤露中立協定（一八九七年）を無視し、海峡問題を提起する可能性に加え、ブルガリアの独立、ギリシアによるクレタ併合、イタリアによる補償要求などの憂慮を書き入れている。彼は併合を「われわれの政策の目標」とは認めつつも、ベルリン条約の法的基盤の放棄を避けるべきと判断した。② プリアーンに類比すると、エーレンタールの併合への消極性は明白である。

ただしエーレンタールは、近い将来の時点で併合に踏み切ることもほのめかす。彼は埤露関係が冷却している現在、今後の展開は親密さを増している英露関係に左右されると見通し、この状況が続けば早晚、何らかの変化が招来すると見たのである。③ それゆえにエーレンタールは、「現状維持を変える出来事なしには併合を行わない」とした一方、「そのような事態は遠くない将来に起こるだろう」との予測を記した。『所見』を簡約すれば、エーレンタールは併合への理解を示しつつ、もっぱら外交的な観点からプリアーンの発意を退けたといえる。なお現時点では、『建白書Ⅱ』がエーレンタールの行動に与えた影響については明言できない。しかし彼が、青年トルコ革命の直前（一九〇八年六月）、両半部首相ならびにプリアーンに対してセルビアによる煽動活動への警戒を促し、オーストリアとハンガリー、ボスニアにおける統一的な対処を提起した背景に『建白書Ⅱ』にあったとは推察できるのではないだろうか。④

① István Burian (Erzsébet Horváth (szerk.), *Burian István naplói, 1907-1922*, Budapest, 1999, p. 8. 『建白書』は、フランツ・ヨーゼフに奉呈された翌日（五月一四日）エーレンタールに送られた。Galantai, *Weltheieg*, S. 390.

② この会議はエーレンタールの主宰のもと、プリアーン、共通国防相 F・シェーナイヒ、オーストリア首相 M・W・ベック、ハンガリー首相 S・ヴェケルレの出席のもとでおこなわれた。この会議の伏線とし

て、ロシア外相イズヴォルスキが同年秋のウィーン訪問時、エーレンタールにボスニア併合を打診したことが予測できるが、断定はできない。Wilhelm M. Cartgren, *Isvojsky und Aehrenthal vor der baltischen Annerkennungskrise. Russische und österreichisch-ungarische Balkanpolitik 1906-1908*, Uppsala, 1955, S. 191-192.

③ HHSKA, P. A. I. Karton, 636. Cabinet der Minister (Cdm) VIII / C-7.

- ④ これは、ボスニア全域から集まった七名のセルビア人によって結成された。この際の決議内容は、民主的原则に基づく憲法の公布、責任のある、かつ外的要素を含まない行政府のもとで、完全な自治権を持つ完全な自治の享受、税制改革、ボスニア独自の関税領域の設置、懸案問題の解決などである。Džaja, *Bosnien-Herzegowina*, S. 220.
- ⑤ HHSStA, P. A. I, Karton. 636. Cdm VIII / C-7.
- ⑥ *Ibid.*
- ⑦ 画者がこの視点を共有する経緯は、史料の制約上、明らかにすることが難しい。しかし、ハーエンタールが「三重制」を提起した一九〇五年二月の覚書に於いて、ボスニアにおける自治は併合の後が、やむを得ない展開を記述し、画くべきである。Solomon Wank, "Abentheils Programme for the Constitutional Transformation of the Habsburg Monarchy: Three Secret Memoires", *The Slavonic Review*, vol. 41, 1963, p. 527.
- ⑧ HHSStA, P. A. I, Karton. 636. Cdm VIII / C-7.
- ⑨ ヴェルグロフツ「予説と参訳」Éva Somogyi (Hg.) (Übers. István Héra), *Die Protokolle des gemeinsamen Ministerrates der österreichisch-ungarischen Monarchie 1896-1907*, Budapest, 1991, S. 16-23.
- ⑩ *Deutsche II*, S. 9.
- ⑪ *Deutsche II*, S. 17.
- ⑫ 政府の承認についてはオーストリア領トランシルバニアをめぐって、トランスルヴァニア、マダガスカル、ボスニア、セルビア、オーストリアの非協力的な態度などにより、収束しなかった。Francis Roy Bridge, *The Habsburg Monarchy among the Great Powers, 1815-1918*, New York, 1990, pp. 258-259.
- ⑬ *Deutsche II*, S. 12.
- ⑭ *Deutsche II*, S. 13.
- ⑮ *Deutsche II*, S. 16.
- ⑯ *Deutsche II*, S. 12-13. 紙幅の都合上、各国の従属地域を比較した同時代の研究を参照するにふさわしい。しかし、フィンランドが局地的な条件については自治を認められていた一方、「エルザス・ローテンゲン」、ボスニア・ヘルツェゴヴィナのように、支配国家（ロシア）に於いて権利の主張がある。状況におかれた指摘される。Robert Redlob, *Abhängige Länder. Eine Analyse des Begriffs von der ursprünglichen Herrschaftsgewalt*, Leipzig, 1914, S. 281-287 (頁 286).
- ⑰ *Deutsche II*, S. 3.
- ⑱ フリアーンが記した、ボスニア特有の愛郷心の刺激を目的とした「ボスニア王国」の称号の復活は、抵抗に対する備えと考えるが、カライの失敗をよまねるとその有効性には疑問符をつけざるをえない。⑫ *Deutsche II*, S. 16. セルビア人の唱える自治構想は、イスラム教徒の指導層の支持を得ており、併合後は両者の協力関係がみられたい。Karl Kaser, "Orthodoxe Konfession und serbische Nation in Bosnien und der Herzegovina im Übergang von der türkischen zur österreichisch-ungarischen Herrschaft", *Südostdeutsches Archiv*, Bd. 26/27, 1983/84, S. 114-124, esp. 122.
- ⑲ *Deutsche II*, S. 12.
- ⑳ Stephan Graf Burian, *Drei Jahre aus der Zeit meiner Amtsführung im Kriege*, Berlin, 1923, S. 221-222.
- ㉑ HHSStA, Kabinett Kanzlei, Korrespondenzakten, 714 / 1908, *Bemerkungen zur II. Deutsche des k. u. k. gemeinsamen Finanzministers Freiherrn von Burian über Bosnien und*

Herzegovina 以下、Bemerkungen. と記す。

②③ Bemerkungen.

②③ ミュルツシュテーク以来の填露協調が悪化した一因は、エーレンタールが一九〇八年一月に発表した、ハプスブルクとオスマン両国の鉄道網の接続を図るサンジャク鉄道計画にあった。これを機に、英露両国はより接近することになる。Isabel F. Pantenburg, Im Schatten

des Zweibundes: Probleme österreichisch-ungarischer
Bundespolitik, 1897-1908. Wien, 1996, S. 411-432.

②④ Bemerkungen.

②⑤ HHSA, Presseleitung, Karton 186, Nr. 383/5-1909, プリアーンは、エーレンタールの方針に賛意を表明した（六月三〇日）。

第三章 「共通閣議」における駆け引き

第一節 併合への合意形成の試み

プリアーンの日記によると、エーレンタールは青年トルコ革命を転機として、『建白書Ⅱ』の主旨に全面的に賛同したという（八月五日）。後にプリアーンが、この日からエーレンタールとの熱心な協力が始まったと書き記していることは、両者が併合宣言まで歩調を合わせていたことを物語る。^①その後程なくして、ボスニアならびにサンジャク問題を議題とする共通閣議が開催された（八月一九日、九月一〇日）。^②ここでこれらの会議の経過をたどってみたい。

八月一九日の閣議の冒頭、エーレンタールはオスマン国内における大転換が、ハプスブルクに可及的速やかに解決すべき、ボスニア行政とサンジャク占領をめぐる二つの難題を突き付けたと弁じた。彼は、サンジャクの駐屯兵がオスマン国内の紛糾に巻き込まれ、従来の不干渉政策を放棄せざるを得なくなる可能性があること、サンジャクにおけるハプスブルク軍がサロニキへの進出意図を示すという「作り話」を生み出していることを踏まえ、ここから部隊を撤収させる見通しを示した。さらにエーレンタールは、青年トルコ革命のボスニアへの波及との関連について、ハプスブルクがボスニアにおいて広範にわたる文化事業を成し遂げた一方、その完遂に不可欠な憲法を導入できていないことに留意する。彼は、併

合の意義を直截に語った。「この〔ボスニアにおける憲法施行の〕問題は、トルコにおける憲法導入によってもっとも大きな切迫性を帯びている。他方で、地方憲法の創出は併合なしにはありえない」と。続けてエーレンタールは、フランツ・ヨーゼフからサンジャクからの撤兵と併合の是認を得たこと、その際に両半部の首相とともにその準備を進めるよう指示を受けたことを明らかにした。^④ここでエーレンタールは、併合を推進する姿勢を初めて鮮明にしたのである。

なおブリアーンは、エーレンタールよりも明確に併合の必要性を弁じた。彼は、オスマン国内の情勢に鑑み、『建白書Ⅱ』を建議した時よりも併合断行への確信が強まったことに触れたうえで、次の二点を理由として速やかな決断を説く。一つ目は、九月末と予期された代表議員会議の招集である。これについては、ボスニア行政に関する質疑が行われること、すでに見られたようにボスニア住民が代表議員に圧力をかける恐れがあることを根拠としてあげている。二点目は、近日中に予定されたオスマン議会の招集である。これについては、「オスマン議会の最初の行動が、トルコ帝国の不可侵性に関する宣言、ならびに〔ボスニアに関する〕占領委任の解消要求であろうことは疑いない」と語り、ハプスブルクの「使命」の達成如何に関わらず、ボスニアを失う可能性を重視した。彼は発言を締めくくるにあたり、併合によって外部からの煽動を封じること、議会の設置と政治的権利の行使との間に懸隔を生じさせないことを述べたうえで、「占領地域において、併合を可能なかぎり速やかに行うべき緊迫した状況が生じており、併合にともなう危険は、現状維持から生じる危険よりも少ない」との洞察を示した。^⑤

第二節 「併合法」をめぐる対立

もったもここで注意を要するのは、エーレンタールが併合に対する諸外国の反応については樂觀していた一方、憲法上の問題に関する両半部政府の一致を併合のもっとも重要な前提条件に位置づけていたことである。エーレンタールは併合を国内法に基づき「合法的に」進めるため、ボスニア行政法第五条に従って、両半部議会による併合を承認する法律（以

下、「併合法」と記す）の可決を図ったのである。ここで、エーレンタールによる「併合法」の原案を参照してみよう。①ボスニアの本国政体への統合、②ボスニアへのハプスブルクの継承法の拡大、③ボスニアの国法的立場に関する最終的決定の保留、④併合後の地方憲法の導入とボスニア議会の開設である。エーレンタールが、併合に際してハプスブルク国家の王朝的秩序の「基本法」^⑧というべき「国事詔書」^⑨の適用を図っていたこと、ボスニアの法的地位の確定については先送りする算段であったことを把握できる。

ところがエーレンタールは、ハンガリー首相ヴェケルレの抵抗、すなわちハンガリーのボスニアにおける歴史的権利という障害に直面する。ヴェケルレは、エーレンタールへの覚書（八月一日）のなかで、次の三点を根拠としてその正当化を試みた。①ハンガリーがオスマンの侵攻を受けるまで数百年にわたってボスニアを支配下においていたこと、②クロアチアにボスニアを領有する権利がないこと、③カルロヴィツ条約（一六九九年）、ベオグラード条約（一七一三年）といったオスマンとの諸条約に記されていないように、ハンガリー国王は一度としてボスニアの放棄を宣言していないことである。彼の趣旨は、次の一節に集約されているといえよう。「われわれは、帝国直轄領や新たな共通案件を作り出すことはできない。新たな共通案件の創出は、神聖なるハンガリー王冠の権利が切れ目なく、そして公的に維持されている地域が問題となっているゆえに不可能である」^⑩。

ヴェケルレは、八月一九日にも「帝国への南スラヴ地域の結合にともなう三重制の形成は論外である」と論じ、二重制の維持を併合の条件とするとともに、ボスニアにおけるハンガリー王冠の権利を熱弁した^⑪。もともと列席者は、このような主張に対して否定的であった。エーレンタールは、この権利は一八七八年の占領時点で失効していると反論し、オーストリア首相ベックは、ボスニアのハンガリーへの編入は二重制の均衡を崩すものであり、ハンガリーの「返還請求」は認められないとした。さらにベックは、ボスニア行政についてハプスブルクとオスマンとの間で締結したコンスタンティノーブル協定（一八七九年四月）がスルタンの主権を明記していることを盾に、ヴェケルレの主張をはねつけた^⑫。

それにもかかわらず、ヴェケルレは自身の主張に固執した。それは九月一〇日に披瀝されたハンガリー側の「併合法」に認められる。つまり同法には「聖なるハンガリー王冠の権利に基づき、ボスニア・ヘルツェゴヴィナは再びこの王冠の下に接続される」旨が明記（第一条）され、その拠り所を「国事詔書（第一、二、三号）」に求めているからである（第二条^⑭）。もつともボスニアの法的立場については、暫定的に「ボスニア行政法」の継続を予定した（第三条）。彼は、最終的にはボスニアが帝国両半部のいずれかに属するべきであるとした反面、ボスニアがハンガリーに編入されるか否かに関わらず、オーストリアとの相互の了解に基づいて統治されると強調し、「ボスニア行政法」の原則を遵守するとした。ヴェケルレは、現在の帝国両半部とボスニアの関係の抜本的な変革ではなく、形式的なハンガリーの「正当な歴史的要求」への諸外国やオーストリアによる承認を求めたといえる。^⑮

続いて、オーストリア側の「併合法」の骨子を抜粹する。ここでは、「国事詔書」に立脚する帝国政体へのボスニアの編入は「ボスニア行政法」にそくして認められ（第一条）、局地的な案件に関する立法と行政に参与するための議会がボスニアに与えられるとされた（第二条）。併合は帝国内におけるボスニアの法的地位を変えるものではなく（第三条）、同様の法律がハンガリーにおいても可決されることよつて発効する旨が規定された（第四条^⑯）。オーストリアの「併合法」は、ボスニアの現時点における法的立場を踏襲しつつ、限定的な自治の付与を目指したものであり、エーレンタールの原案とはほぼ一致することに気づく。

なお「併合法」についてベックは、帝国本国とボスニアの法的関係の変更が「ボスニア行政法」第五条に依拠すべきとしたうえで、次のように発言した。「帝国とボスニアの関係を改めるためには、オーストリアの権利と利害が保護されねばならず、このためにはオーストリアの立法機関による是認が不可欠である。」^⑰続けてベックは、スラヴ系の議員、ならびに大オーストリアの影響下にある議員が、ボスニアのハンガリーへの編入を認めないとの見通しに触れ、「すべての法的な理由を度外視しても、純粹に実際の議会運営上の理由から、ハンガリー王国政府の求めに応じることは不可能」とも

述べている。端的に言えばオーストリアの「併合法」第四条は、事実上ハンガリーの要求を退けるものであったと理解できる。以上からは、この時点でオーストリア下院の本会議では併合が取り上げられていなかったにもかかわらず、ベックが議会における反ハンガリーの思潮を気に留めていたことが分かるだろう。^⑮

第三節 「併合法」の顛末

結局のところ「併合法」に関する折衝は妥結に至らず、併合はボスニアの法的地位に関する合意をみないまま宣言された。「併合法」制定の蹉跌が、国際条約（ベルリン条約）のみならず、国内法（ボスニア行政法）にも違反した形での強行を余儀なくさせたのである。

ボスニア住民に対するフランツ・ヨーゼフの併合布告では、ハプスブルク期になしとげられた安寧秩序の確立、経済の発展などの「功績」とともに、立憲政体の創設と憲法導入の前提として併合が正当化された。^⑯ 南塚信吾が指摘したように、ここに現れている「支配に保護を重ね合わせ」た帝国主義的な論理は、看過してはならない。^⑰ しかし「合法的」な併合に必須となる「国事詔書」が帝国中枢の不一致により適用されなかったことに着目したい。つまりフランツ・ヨーゼフからベック、エーレンタール、ブリアーンに下された併合の勅諭は、ボスニアへの主権の拡張とともに、「国事詔書」を発効させることを書いている。^⑱ しかし、なぜ同様の勅諭がヴェケルレには下されなかったのだろうか。

ヴェケルレは、「オーストリア帝室・宮廷・国家文書館」にボスニアにおける歴史的権利を裏づける文書の搜索を依頼したように、最後まで権利問題にこだわった。^⑲ 筆者はこの背景を探り当てる糸口として、ヴェケルレによる「併合法」の勅諭を求める上奏文に目を向けた。ヴェケルレはこのなかで、ハンガリー議会が「併合法」の条文にボスニアとハンガリーの法的紐帯の有効性を明記するよう要求する可能性を持ち出したのである。^⑳ 彼はこれに加えて、ボスニアの処遇はオーストリア議会の同意なしには変えられないため、歴史的権利には「われわれの原則的立場についての宣言を超える意

味はないこと」も弁明した。^⑤ここからは、彼がオーストリア側の同意を得ることに腐心していたこと、逆にいえばハンガリー議会がボスニアの獲得を当然とみなしており、それがヴェケルレの選取肢を狭めていたことが分かるのではないだろうか。なお同様の見解は、議会にとどまらなかった。一例をあげれば、政府参事官・ブダペシュト大学教授のA・ティモンは、『ペシュタールロイド Pestér Lloyd』紙上において、併合がハンガリー王冠の権利に基づいてのみ行いうること、「ボスニア行政法」は占領について定めたにすぎないうえ、同法がハンガリー国法を閑却した欠陥法であることを論じている。^⑥ただしヴェケルレをより悩ませたのは、政府閣僚の態度と思われる。つまり彼は、併合直前の閣議（二〇月三日）において併合の承諾を得たものの、列席した大臣からはハンガリーのボスニアにおける権利をめぐる問題、換言するとボスニアに敷衍されるフランツ・ヨーゼフの主権におけるハンガリー国王の立場の不明瞭さに関する疑念、あるいはボスニアがオーストリアとハンガリーにならぶ対等な「第三の要素」となることへの危惧が表明された。^⑦閣僚らの併合にまつわる留保、ならびに併合宣言までの時間的な制約が、本来であれば外交において無視できないハンガリー首相への勅書を欠くという例外的な事態を生じさせたのではないだろうか。^⑧

最後に、ブリアーンに話を戻そう。すでに見たように、彼は一貫して速やかな併合を推進してきたが、ボスニアの政治的権利にも一定の配慮を示した。つまり彼は前出の共通閣議において、ボスニア住民が帝国の一般的利害にも関与すること、具体的にはボスニア住民の代表議員会議への参加を唱えた。けれども両半部の首相、とりわけベックから一時的に現状を維持しないかぎり「想像できないほどの困難を招くことになるだろう」と反論され、撤回せざるをえなかった。^⑨彼の描いた併合の筋書きは部分的にしか成就しなかったといえる。「併合法」についての彼の発言は確認できていないが、以下の一節は、彼もこの成立を目指していたことを示しているのではないだろうか。「ボスニアの帝国本国への編入に伴う憲法上の諸問題は、解決されなかった。それゆえに、支配者の主権が占領地域（ボスニア）に拡大されることに限定せざるをえなかった。ボスニアの憲法上の地位に関する調整は、先延ばしにされた。」^⑩

- ① Burian, napisi, p. 15; Burian, *Drei Jahre* S. 223.
- ② 司会がエーレンタール、出席者はブリアーンをはじめ、ベックとヤエケル、シェーナインに加え、参謀総長ド・コンラート・ベッセルドルフ (協議の一部に出席) などである。
- ③ HHSStA, P. A. XL, Gemeinsame Ministerrat-Protokolle (以下「GMP」, Karton. 307, 198, 1908.
- ④ *Ibid.*
- ⑤ *Ibid.*
- ⑥ *Ibid.*
- ⑦ *Ibid.*
- ⑧ Wilhelm Brauner, *Österreichische Verfassungsgeschichte*, Wien, 2009, S. 71.
- ⑨ 「国事詔書」とは、ハプスブルク領の一体不可分の継承と女系相続の承認と引き換えに、諸王国、諸邦の立法や行政における自治を認めたものである。大津留「アウスグライヒ」二九九頁。
- ⑩ ボスニアでは、その山がちな地理的環境のため、長きにわたって全域を掌握する勢力が存在しなかった。一二世紀末以降のハンガリーによる支配も実質をそなえていなかったとされる。ダーニャ／フライン「ボスニア」一三二―一三六頁。
- ⑪ Zum ungarischen Rechtsanspruch auf Bosnien-Herzegowina, in Solomon Wank (Hg.), *Aus dem Nachlass Aehrenthal: Briefe und Dokumente zur österreichisch-ungarischen Innen- und Aussenpolitik 1885-1912*, Teil 2, Graz, 1994, Nr. 453.
- ⑫ HHSStA, P. A. XL, GMP, Karton. 307, 198, 1908.
- ⑬ *Ibid.*
- ⑭ とくに第二条については、すでに獲得した領土のみならず、回復した旧領にも女系相続を認めた「国事詔書」第二号第五条 (一七二三号) を根拠とす。HHSStA, P. A. I, Karton. 485, *Materialien zu der Regierungsvorlage, betreffend die Erstreckung der Souveränitätsrechte Seiner Majestät sowie der Bestimmung der pragmatischen Sanktion auf Bosnien und die Herzegovina*. (以下「Materialien」) 原文はドイツ語、以下を参照: Edmund Bernatzik (Hg.), *Die österreichischen Verfassungsgesetze mit Erläuterungen*, Wien, 1911, S. 27-36.
- ⑮ HHSStA, P. A. XL, GMP, Karton. 307, 109, 1908.
- ⑯ *Ibid.* また第五号は「併合案」の施行は、普通省庁全体に委ねらるべきであるとされた。
- ⑰ *Ibid.*
- ⑱ *Ibid.*
- ⑲ ここではオーストリア下院議会の南スラヴ系議員においては、併合への賛成 (クロアチア、スロヴェニア系の保守派議員) と反対 (セルビア系議員) が割れていたこと、ハンガリーの歴史的権利が否定的に理解されたことのみ、記す次第である。Alojz Ivanšević, "Die Haltung der sudslawischen, polnischen und ukrainischen Reichsratsabgeordneten zur Annexion Bosniens und der Herzegovina durch Österreich-Ungarn im Jahre 1908", in Walter Leitsch (Hg.), *Polen im alten Österreich*, Wien, 1993, S. 33-55.
- ⑳ *Materialien*.
- ㉑ 南塚「ハプスブルク」一四五―一四八頁 (引用は、一四七頁)。
- ㉒ *Materialien*.
- ㉓ ハンガリー王のボスニアにおける権利を記した文書の有無が同文書館長 A・カーロイに照会されたが、発見されなかった (回答は二〇月二日)。HHSStA, P. A. I, Karton. 485.
- ㉔ この点については、創案理由書にも明記されている。 *Materialien*.

- ⑤ HHSa, P. A. I, Karton. 636. Cdm VIII / C-7.
 ⑥ Diószegi, *Independence Opposition*, p. 20.
 ⑦ Ákos von Timon, "Die Annexion und das Recht der Heiligen Krone", *Pester Lloyd*, 11. 10. 1908, S. 2-3.
 ⑧ HHSa, Kabinetarchiv, Karton. 28. Protokoll des ungarischen Ministerrat 3. 10. 1908.
 ⑨ このような状況が生じた原因として、併合宣言の順延が不可能であったこともあげられる。つまりエーレンタールは、各国駐在大使に併合を通知するフランツ・ヨーゼフの親書を一〇月七日に奉呈するよう指示を出していた。ところが駐仏大使が誤って一〇月三日に奉呈してしまったため、併合計画が事前に露見してしまった。またハプスブルクが働きかけていたとされるオスマンからのブルガリアの独立宣言が一〇月五日に行われたため、エーレンタールは親書手交を六日に繰り上げるを得なかった。藤田『ハプスブルク・オスマン』二三頁。
 ⑩ HHSa, P. A. XL, GMP, Karton. 307, 109, 1908.
 ⑪ Burián, *Drei Jahre*, S. 223.

結 論

最後に本稿で考察した内容を小括しておきたい。ハプスブルクのボスニア支配は、国際法の見地からみれば領土主権を伴わない占領であり、理論上はオスマンへの返還やセルビアによる獲得の可能性を孕む不安定な基盤の上になつていた。その点にセルビアのプロパガンダを無視できない一因があつたといえる。さらに占領ゆえにハプスブルク政体におけるボスニアの立場も暫定的な性格を帯びざるを得ず、併合に際しては憲法上の位置づけも調整する必要があつた。クロアティア人のボスニア包摂への期待は、このためであつたといえる。ブリアーンは、占領に由来するような諸問題に目配りしながら『建白書』を草したのである。

確かに併合においてブリアーンの役割を過大に評価することは、二つの『建白書』が併合に直結していないため、当を失しているだろう。さらにブリアーンが、もっぱら帝国側の意向に基づいて併合を試みたこと、ボスニアの政治的な権利を本国の支配機構に影響しない水準に限局しようとしたことも忘れてはならない。しかし、ブリアーンがボスニア内外における「難局」を認識し、エーレンタールに先がけて併合を提起したこと、その際にボスニアの法的立場や自治の具体案を立てていたことにも目を向けるべきである。ブリアーンの『建白書』は、併合について立ち入った検討をおこなう機会

を提供しただけではなく、青年トルコ革命以後のハプスブルクの行動を円滑化させたのではないだろうか。「私がボスニア併合のコロンブスであり、エーレンタールはそのアメリカ・ベスピッチである」^①とのブリアーンの自負は、概ね妥当と思われる。

また今回の検証からは、ハプスブルク中枢における多元的な意思決定過程のさまを見てとれるだろう。そのなかで、共通外務相の相対的に強い権限は無視しえないが、彼にも限界があった。すなわちエーレンタールは、ブリアーンとともに帝国首脳の併合への支持調達には成功したものの、ボスニアにおけるハンガリーの権利をめぐる対立のために「併合法」は制定に至らず、王朝的秩序への「合法的」な編入は挫折した。^②一連の経過は、各半部政府に干渉できない共通大臣の周旋には限界があったこと、フランツ・ヨーゼフが調整役としての役割を果たしていなかったこと、両半部議会の対応が各々の政府の行動を制約したことを徴証する。冒頭の仮説に立ち戻れば、「併合法」という処方箋は用意されたが投与には至らず、ボスニアの立場に起因する「頭痛」は治癒されなかった。併合の顛末は、オーストリアとハンガリーの「均衡」という単線的な枠組みでは捉えきれない、政策形成における主導権の不在という欠陥を露呈させたと考える。

この後ボスニア問題は、併合の名目として掲げられた憲法制定へと進むことになる。この折にエーレンタールやオーストリア、ハンガリー両政府の首相らはどのような思惑を抱き、いかなる過程を経て憲法を編み出したのだろうか。また本稿では取り上げられていないが、ボスニア統治に強い関心を示していた軍部はいかにして影響力の拡大を図ったのだろうか。さらにいえば、ボスニア議会の開設は、帝国の国制にどのような変容を生じさせたのだろうか。いずれについても、他日を期したいと思う。

① この一節は、併合危機が収束した一九〇九年三月二日に書かれた。

Burian, *naploji*, p. 21.

② 側近であった共通外務省官僚A・ムズリンは、エーレンタールが

「併合法」問題の解決に苦慮していたものの、最終的には先送りとうう「暫定的な解決に甘んじざるをえなかった」と記す。Alexander von Musulin, *Das Haus am Ballplatz. Erinnerungen eines österreich.*

ungarischen Diplomaten, München, 1924, S. 170.

【付記】 本稿は、日本学術振興会「SPS 科研費（特別研究員奨励費）（課題番号15103820）」の助成による成果の一部です。

（日本学術振興会特別研究員）

Rethinking the Annexation of Bosnia and Herzegovina in
October 1908: An Analysis of the Memoranda of
Common Finance Minister István Burián

by

MURAKAMI Ryo

The right of the Austro-Hungarian (Habsburg) Empire to occupy, not to annex, Bosnia-Herzegovina was recognized on the basis of Article 25 of the Berlin Treaty. The Habsburgs maintained this provisional status in both provinces until 1908. When the revolution of the Young Turks in Constantinople broke out in July 1908, the possibility that the new regime in Turkey would demand the restoration of sovereignty over these provinces arose, and the problem of the annexation by the Habsburg Empire became a matter of great urgency. Alois Lexa Aehrenthal, Common Foreign Minister of the Habsburg Empire (1906-1912), negotiated with Russia for a secret agreement in order to successfully annex the provinces. In order to secure the Habsburg's share of the bargain, he *unilaterally declared the annexation of Bosnia-Herzegovina on 6 October 1908*. From that time onward the relationship between the Habsburg Empire and Russia became aggravated, and this affair is regarded as the prelude to First World War in diplomatic history.

But many researchers have ignored the impact of annexation on the Habsburg constitutional system. I point out that it was István Burián, the Common Finance Minister of the Habsburg Empire (1903-1912), who proposed the annexation of Bosnia-Herzegovina for the first time. In other words, Burián presented memoranda proposing the annexation to Emperor Franz Joseph. I would like to emphasize the influence of both Burián's documents on Habsburg foreign policy as an imperial (common) affair, which was decided not only by Emperor and Common Foreign Minister, but also by the governments of Austria and Hungary.

Also, historiographic studies do not pay sufficient attention to the anomalous status of Bosnia-Herzegovina under Habsburg Dualism. In short, these provinces formed a common administrative district, neither part of

Austria nor of Hungary. If this status were to be changed, it would require special legislation on which both the parliaments of Austria and Hungary would have to agree. Based on such an understanding of the current scholarship, this article focuses on the development of the annexation that involved the emperor, common ministers, governments and parliaments of Austria and Hungary.

In the first section, I describe the contents of the first Burián's memorandum of May 1907. His conception may be summed up in three main points. First, the transitional legal status of the occupation of Bosnia-Herzegovina allowed various underground and illegal activities by Serbia. Second, it was necessary to reduce public discontent with the central regime. As regards this matter, Burián intended to expand autonomy after annexation was achieved. Third, when these provinces were annexed to the Habsburg Empire, Bosnia-Herzegovina would be incorporated into Hungary to maintain Dualism. He intended to avoid radical change to the existing system of government, that is to say, to prevent falling into tripartism (Austria-Hungary-South Slav).

The second section deals with differences regarding annexation between Burián and Aehrenthal. Aehrenthal approved in principle of the necessity of annexation at the ministerial conference of December 1907, but he opposed the immediate action and the alteration of the legal status of Bosnia-Herzegovina under the Habsburg government. That is why Burián presented a second memorandum to Franz Joseph in April 1908. The purport of second memorandum was similar to the first memorandum on the whole, but there were remarkable discrepancies between the two memoranda in the details. First, Burián pressed Franz Joseph more strongly to decide on annexation. Second, Bosnia-Herzegovina was to remain a common administrative district after annexation. Third, Burián made concrete plans for the political system of Bosnia-Herzegovina. On one hand, Bosnia-Herzegovina would participate in decision making on local affairs, but on the other hand, it would not have rights to decide imperial issues such as military and foreign policy. However, Aehrenthal opposed annexation on this occasion because of the broad effect it would have on the European powers and his apprehension about unilaterally renouncing the Berlin Treaty, Aehrenthal thus rejected Burián's proposal.

The third section focuses on the discussion of the common cabinet on the eve of annexation. Following the revolution of the Young Turks, Aehrenthal completely accepted Burián's conception of annexation and local autonomy.

Therefore, the two cooperated closely thereafter. Aehrenthal concentrated more attention on the problem of the Habsburg constitution rather than the reaction of the European powers. He aimed to pass an annexation law that was founded on the Habsburg's succession law (in German, Pragmatische Sanktion) in the Austrian and Hungarian parliaments. However, on this occasion, Hungarian Prime Minister Sándor Wekerle claimed Hungary's historic rights in Bosnia-Herzegovina on the basis of the Habsburg's law of succession. Aehrenthal and Austria Prime Minister Max Wladimir Beck opposed Wekerle's assertion as groundless. They could not find a way to settle the disagreement, and in the end the annexation law was never established.

The content of my analysis may be summarized as follows: (1) We should not overestimate Burián's role in the annexation attempt, but his memoranda not only stimulated leading circles of the Habsburg Empire to consider annexation but also helped matters develop more smoothly in Vienna after the revolution of the Young Turks. As Burián himself later wrote, we should regard him as the true proponent of annexation. (2) As we have seen in the examination of the annexation law, the decision-making process for imperial affairs was very complicated and lacked a coordinating function. A full account of annexation reveals the pluralistic and inefficient policymaking of the Habsburg Empire.

The Investiture Envoy Li Ding-Yuan's Perception of Ryūkyū
from Yu Deuk-gong's Manuscript Version of *Youn Dae Jae*
You Log and International Relationships among
Qing, Ryūkyū, Japan and Joseon

by

KIMURA Kanako

After the invasion by Satsuma, a Japanese feudal domain, Ryūkyū was able to maintain its monarchy. Concealing his relationship with Japan, Ryūkyū received investiture 冊封 from the Qing recognizing its tributary status. Satsuma helped in this concealment. Joseon, likewise a vassal state of